

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

外部機関や外部専門家等を活用した当組合独自の幅広いネットワークを活用し、お客さまが抱える多種多様な課題に対して最適なソリューションを提供します。

b. IT 実装支援

外部機関と連携を図り、専門家派遣や補助金・助成金の申請支援を実施し、お客さまのIT導入を支援します。

c. 専門人材マッチング

外部提携先企業と連携し、地域企業の経営課題解決に必要となる経営人材等の紹介や派遣を通じて、お客さまの成長を支援します。

d. グリーン化の取組

専門部署を中心とした推進体制を強化し、お客さまの脱炭素化支援など持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い活動を積極的に展開します。

e. 健康経営に関する取組

「健康経営宣言」に基づき、当組合自らが健康経営に積極的に取組み、そのノウハウを提供することで、お客さまの健康経営に関する取り組みを支援します。

f. BCP/事業継続

外部機関と連携を図り、取引先の BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当組合は「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします」をパートナースとして、地域やお客さまの課題に向き合い、自己変革を続けながら地域経済の支援・発展に積極的に取り組んで参ります。

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

2025年7月11日

(2026年1月1日更新)

長野県信用組合

理事長 黒岩 清